

文化庁移転協議会（第5回）議事概要

日時：平成30年8月7日（火）11:30～11:50
於：文部科学省3階1特別会議室

出席者

林文部科学大臣，梶山まち・ひと・しごと創生担当大臣，西脇京都府知事，門川京都市長，稲山内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官，中岡文化庁次長，伊藤内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補，高橋内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長，青木内閣官房内閣審議官，清水文部科学省文部科学戦略官（併）内閣官房（文化庁移転等担当），山内京都府副知事，岡田京都市副市長，長屋内閣官房内閣人事局人事政策統括官（オブザーバー），神田財務省主計局次長（オブザーバー），富山財務省理財局次長（オブザーバー）

議事

【稲山総括官】

ただいまから第5回文化庁移転協議会を開催する。本日は，政府からは梶山大臣，林大臣，また，京都から西脇府知事，門川市長にも御出席いただいている。

-以下，議題について-

【中岡次長】

昨日（8月6日），文化庁移転協議会幹事会を開催し，幹事会案として資料1「新・文化庁における文化政策の展開と本格移転先庁舎の整備について（案）」を取りまとめた。

まず，本年10月に予定している「新・文化庁」における文化政策の展開について，文化庁移転の決定にさかのぼって総括している。「文化行政の在り方に大きな変革が求められるそもそもの背景」，「文化庁移転決定の経緯と背景」，「平成29年4月の地域文化創生本部の設置」，「昨年7月の協議会決定に基づき，移転に向けた取組を着実に進めること」，「文化行政の変革の根拠となる文化芸術基本法の改正と文化芸術推進基本計画」，「文部科学省設置法の改正と京都への本格移転を見据えた本年10月の文化庁組織の抜本改編」について記載している。

設置法改正については，移転効果等の検証について，担当の委員会から附帯決議が付された。引き続き地域文化創生本部における検証を行うとともに，現在の文化庁庁舎の中においても，本格移転後を見据えて更に検証を行い，必要な改善を図ってまいりたい。

次に，文化庁の本格移転先庁舎の整備として，本格移転先となる京都府警察本部本館等の整備について，昨年7月の移転協議会以降の検討状況をまとめている。

(1) 整備スキーム

- ①京都府が京都市の協力を得て、府警本部本館の改修と増築を行い、整備後、文化庁が長期的に貸付を受けること、
- ②歴史的文化的価値のある建物の適切な保存、「新・文化庁」庁舎としての品格と機能性等をコンセプトとして、京都府は使用者である文化庁の意向を尊重し、文化庁及び京都市と協議いただくこと、としている。

(2) 文化庁使用部分に係る整備規模

- ①文化庁使用部分として設けるべき部屋の類型、
- ②現時点で想定される貸付面積の上限について記載している。

(3) 増築部分の合築

- ①増築部分を合築棟とすることのメリットや留意事項、
- ②合築棟とすることによるスケジュールへの影響がないよう留意することについて記載している。

(4) 文化庁使用部分に係る役割分担等

- ①京都府は京都市の協力を得て、庁舎や設備の整備、管理、修繕を行い、その際、長官室等においては魅力ある内装等の整備に配慮すること。
- ②文化庁は賃借料及び光熱水費等を担うこと。
- ③京都府、京都市の会議室や、文化庁のテレビ会議システムの相互利用や、地元施設、スペースの活用による文化庁からの発信について。
- ④賃借料の算定や評価替えに当たっての留意事項。
- ⑤賃借料はこの後に御説明ございます文書を踏まえて設定をすること、と整理している。

以上が、幹事会で合意されたまとめ案である。

【山内副知事】

昨年 の第4回協議会以降、約1年間にわたり、国の関係機関、とりわけ文化庁、そして内閣官房、財務省の方々と、本当に御丁寧な調整を頂いたことについて、御礼を申し上げます。

その上で、文化庁の全面的な移転に向けた地元の協力についての考え方について、資料2に基づいて説明する。

文化庁の移転、これはまさに東京一極集中の是正、並びに文化による地方創生を図っていくという国家的な戦略の下に取組が進められたと理解をしているが、京都府側においても、同庁の移転により、地元の文化力の向上が図れること、交流人口の拡大が図れること、伝統芸能等のイノベーション、あるいは文化によるイノベーションによる地域経済の活性化が図れること等、地元の京都にとって、将来の発展にも大いに寄与するものであるといった考え方から、オール京都で、京都市、並びに経済界を含めて文化庁の誘致に取り組んできたところである。

そういった中で、前提として、移設の土地は京都で提供する。また、庁舎の整備費用については、地元も応分の負担をする用意がある。並びに、職員等の受入体制についても地元も協力したいとしながら調整を進めてきたところであり、昨年 の第4回文化庁移転協議会において、本格移転の内容を決め

ていただいたところ。

その中で、京都府警察本部の本館の耐震化を含めた改修、増築を行うとともに、整備後、文化庁は、本庁の庁舎として、京都府の条例等に基づいた適切な貸付価額で長期的な貸付けを受けることで決定を頂いたところ。庁舎に係る土地の提供、並びに建設費用の応分の負担については、貸付料の減免により対応してまいりたいと考えている。

本格移転に際しての貸付料、これは国と京都側で、文化庁の移転が国家的意義を有すると同時に、地元にとってもメリットがあるといった関係から、対等の負担をすることが適当であると考えており、議会の了承が得られることを前提に、土地相当額については無償で、建物相当額については4割減免で調整をさせていただきたい。

庁舎の整備については、増築分も含めて、京都府が整備主体となり、京都市の御協力を得て、双方が対等に責任を果たしていきたいと思っている。

なお、庁舎整備のほか、文化庁が行う将来の文化芸術事業や、職員の派遣の協力、あるいは文化庁職員の住環境の確保等については、地元の経済界等を含め、協力、連携を行ってまいりたい。

【西脇知事】

林文部科学大臣、梶山地方創生大臣にも御出席を頂き、文化庁移転協議会が開催され、文化庁庁舎整備の役割分担の詳細が決定に至ったことについて、深く感謝を申し上げたい。この間、本当に丁寧に調整を頂いた文化庁、それから内閣官房、財務省の皆様にも併せて御礼を申し上げる。

昨年度の文化芸術振興基本法の改正に続き、先の通常国会で文部科学省設置法が改正され、文化庁が中核となって文化行政を総合的に推進する体制が整備されるということで、文化庁の機能強化が着々と進んでいることに対しても大変喜ばしく思っている。今月末には、来年度の概算要求の締め切りがあるが、文化庁の更なる機能強化に向けて、必要な予算、定員の確保については京都府としても応援してまいりたいが、是非、財政当局においても御配慮いただくと幸いである。

京都府の方は、今年度の6月補正予算において、文化庁庁舎の基本・実施設計の予算を計上し、現在、業者の選定中で、遅くとも2021年度中に本格移転をするという目標に向けて、着実に取組を進めてまいりたい。

また、来月末には、文化庁発足50周年を記念する式典が京都で開催される。これを契機に、地元としても更に文化庁と連携を深めて、しっかりと盛り上げもしていきたい、最終的には文化庁が京都に来てよかったというように、全国の皆様から言われるよう頑張りたい、引き続きよろしく願いたい。

【門川市長】

林大臣、梶山大臣はじめ、真摯に調整いただきました文部科学省、文化庁、内閣官房をはじめ、皆さんに厚く御礼申し上げます。

今回の取りまとめにおいて、機能が強化される新・文化庁の姿、更に京都への本格的な移転先となる庁舎の姿などが鮮明になってきた。2021年度中の本格移転に向けて、着実に前進していることを

実感し、御礼を申し上げるとともに、今、西脇知事も言われたように予算の確保が重要であるので、財政局の御支援をよろしく願いたい。

文化庁の移転については、地元としても万全を期してまいりたい。庁舎整備については、京都市としても京都府と対等に責任を果たしていく。西脇知事としっかりと連携してまいります。そして、文化庁の職員を受入れることが大切であり、京都府、京都経済界とも一体となって、連携、協力してまいりたい。

また、文化庁 50 周年という記念すべき年、ちょうど国立京都国際会議場のニューホールが完成し、そこで大々的に 50 周年記念式典を開催していただく。京都としても共に祝い、機運を盛り上げていきたい。「新・文化庁」が、文化で、国のあらゆる政策に横串を刺し、背骨を通し、魂を入れる。そして文化による地方創生に我々自治体もしっかりと役割を果たしていくことが重要だ。

猛暑の中、7 月一月に渡り、京都で祇園祭が行われた。その起源は 1,149 年前の貞観 11 年、869 年に遡る。当時、現在と同じように日本中で天変地変が続いた。越中・越後で、播磨で大地震が起こり、阿蘇山が、富士山が噴火する。そして、貞観 11 年に、7 年前の東日本大震災と同じような地震、津波が起こり、1,000 人の方が亡くなられた。その 10 日後に、みかどが神泉苑に 66 基のほこを立てて、日本中の平安を、疫病の克服を祈った。そこに、祇園社から 3 基のみこしが贈られた。これが祇園御霊会、祇園祭の始まりである。この 66 という数字は、その当時の日本の国の数である。世の中の平安を、人々の幸せを祈る、これが祇園祭であり、世界中の平安を祈る国連の SDGs の理念にも通じるものであり、今日的意義を踏まえたい。

日本中のお祭りには、そういう意義があると思う。日本中のお祭りを元気にしていく、文化を元気にしていく。そして、文化で日本を元気にする、世界の平和に貢献する。そんな文化行政に向けて、ともどもに頑張ってもらいたい。

【梶山大臣】

平成 28 年に、まち・ひと・しごと創生本部で決定した「政府関係機関移転基本方針」に基づいて、文化庁の移転については、文化庁移転協議会を設けて検討を進めており、昨年 7 月には、組織体制の大枠、移転場所、移転時期の 3 点を決定いただいたところ。京都府、京都市の御参画に、まずもって心より御礼を申し上げます。

本日、「新・文化庁における文化政策の展開と本格移転先庁舎の整備について」、御説明を頂いた。移転先庁舎の整備、費用分担、地元経済界の協力などについて、文化首都とも言われる京都の力も得ながら、文化庁の本格移転に向けた重要な要素を示すことができたと考えている。

また、政府としても、文化庁の京都移転を見据えた文部科学省設置法の一部改正法の成立、「文化芸術推進基本計画」の閣議決定、「文化経済戦略」の策定など、政府全体として文化芸術に関する施策を総合的に進めているところ。

文化庁の京都移転は、中央省庁初の全面的な地方移転になる。まち・ひと・しごと創生担当大臣として、引き続き文部科学大臣ともしっかりと連携をしながら、政府一丸となって京都移転の成功に向けて取り組んでまいりたい、京都府、京都市をはじめとする皆様方の御協力を心よりお願い申し上げます。

【林大臣】

移転協議会の構成員の皆様においては、文化庁の京都移転に関して、引き続きの御理解、御協力を頂くとともに、このたびの決定に当たりまして精力的に御検討いただいたこと、まず心より感謝を申し上げます。特に、地元京都においては、昨年来、本格移転先である府警本部の改修設計をはじめ、移転の受入れについて着々と御準備を進めていただいていること、重ねて御礼を申し上げます。

文部科学省においては、先の通常国会で、京都への本格移転を見据える形で文化庁の機能強化を図り、文化政策を総合的に推進するための文部科学省設置法改正を行った。この改正法を基に、いよいよ本年10月には新・文化庁が発足する。2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした文化プログラムを、京都はもちろん、日本全国各地で展開し、全国に点在する魅力ある様々な文化資源、祇園祭もその大きな一つだと思うが、これを活用しながら、伝統文化から現代芸術まで幅広い文化芸術による国づくり、文化芸術立国の実現を新・文化庁が中核となって牽引しながら、オールジャパンで推進してまいりたい。

今日の協議会においては、こうした新・文化庁における新たな文化政策の展開を改めて総括するとともに、これまで課題として残されてきた庁舎整備に係る役割分担に関しても成案を得ることができた。文化庁の移転が決定してから2年が経過をしたが、この間、一步一步、着実に大きな方針を固めてくることができたと感じている。

今後も、引き続き担当大臣として、文部科学省、文化庁を代表して、文化庁の京都移転に向けてしっかり取り組んでまいるとともに、西川知事、門川市長、梶山大臣はじめ協議会の皆様から、中央省庁初の全面的な地方移転事例として、引き続きの御理解と力強い御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

【稲山総括官】 それでは、原案をもって、協議会として取りまとめるということによろしいか。

(「異議なし」)

【稲山総括官】

引き続き文化庁の本格移転に向けて格段の御協力をお願い申し上げます。

(以上)